

令和 7 年度

富士見市立南畑小学校
いじめ防止基本方針



R6年3月改訂

第1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等の対策に関する基本理念及び取組

基本理念（富士見市いじめ防止条例第3条）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関わる問題であることに鑑み、子どもが尊重し合い、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという決意の下、子どもが主体的にいじめ問題を克服することができる力の育成を目指して行われなければならない。
- 3 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護を何よりも優先するものとし、市、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第5 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について 【第15条第1項】

- ・ 特別の教科道徳の時間数確保と授業内容の充実
- ・ 児童の実態に合わせて、十分に内容を検討して授業を実施する。
- ・ 特別な教科道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくり羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」及び私たちの道徳を有効活用する。
- ・ 年1回以上の特別の教科道徳授業を保護者に公開する。

イ 総合的な学習の時間（体験活動）の充実 【第15条第1項】

- ・ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの良さを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養うような授業内容の充実を図る。
- ・ 探究のプロセスを意識した学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定するという自らの行動を決断、実行する力である「自己指導能力」を育む。
- ・ 教員は、児童一人一人がもつ本来の力を引き出し、伸ばすために適切に支援する。（児童の姿に積極的に寄り添い、情報収集、選択・判断しながら、その主体性が発揮できるように、児童の学習状況に応じて教員が適切な指導を行う。）

ウ 児童が主体的に行う特別活動の充実【第15条第2項】

- ・児童会によるあいさつ運動の実施
- ・「富士見市いじめのない学校づくり子ども会議」の周知と行動実践
- ・「なかよしグループ活動」による人間関係づくり
- ・児童会による「いじめのない学校づくり月間」への取組
- ・委員会活動でのいじめ予防に対する取り組み（年に一回）
- ・学級会、係活動など学級活動の充実

エ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について

【第15条第2項】

- ・授業参観での「非行防止教室」等の開催、学校・学年便り、生徒指導通信等による広報活動により啓発を行う。
- ・インターネット使用時のルールやモラルについて児童や保護者対象の講演会を実施するなどして、ネットいじめの予防を図る。
- ・学校応援団、南畑あそび隊による支援や見守り、情報交換
- ・放課後児童クラブ指導員との情報交換
- ・学校評価アンケート調査による実態把握
- ・学校運営支援協議会やPTAの各種会議、保護者会等において、児童の実態や指導方針などの情報提供と意見交換をする場を設ける。

オ 計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく生徒指導や教育相談研修の実施
- ・研修会における「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」や「生徒指導リーフ」の有効活用

カ インターネットによるいじめへの対応について

【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、「非行防止教室」などの講習会やネットモラル授業を通じて、正しい使い方を指導する。
- ・児童との信頼関係を築き、日常の観察や日記等で早期発見・早

期対応に努める。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について 【第16条第1項】

- ・年間4回（1学期6月、2学期9月と11月、3学期2月）の「あのねカード」の実施
- ・年1回の「子どもアンケート（学校評価）」の実施（記名・持ち帰り等に配慮）
- ・「いつでもあのねカード」の常設

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について 【第16条第2項・第3項】

- ・保護者個人面談の実施
- ・教職員個人面談の実施
- ・有意義な学級懇談会の実施
- ・教育相談室や教育相談室電話相談の紹介・連携
- ・教育相談主任、生徒指導主任、スクールカウンセラー（SC）を中心とした校内相談体制の確立

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について 【第16条第4項】

- ・いじめ対策委員会を中心に本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴ける相談を実施する。
- ・いじめられる側にも問題があるという考え方で接することがないように留意する。
- ・児童が「自分の人権」とともに「相手の人権」も大切にする学びの場を意図的に設定する。

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について 【第23条第1項】

- ・学校便りや保護者会などにおいて、いじめに対する意識や相談

の必要性について啓発する。

- ・発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会等に直ちに報告し、情報を共有する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について

【第23条第2項】

- ・担任、いじめ防止対策委員会などが、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実確認を行った後、管理職が教育委員会に報告するとともに、被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について 【第23条第3項】

- ・関係機関との連携を図りながら、いじめ防止対策委員会を開催し、具体的支援策、対策を検討し、加害児童、被害児童及びその保護者に対して支援・助言する。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について 【第23条第4項】

- ・被害者・加害者のその後の心のケアを図るため、関係機関と連携していく。
- ・被害者の不安が取り除かれるまでは、保健室、相談室でカウンセリングを含めた個別支援を行っていく。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について

【第23条第5項】

- ・必ず、担任から学年主任、生徒指導主任、管理職へと連絡・報

告・相談するようにし、組織的に対応していく。

- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪とともにいじめの再発防止を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について 【第23条第6項】

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。その後、関係機関と連携して、関係児童や保護者への指導・助言にあたる。
- ・いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と連携を図り対処する。

2 南畑小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

組織

(1) 構成員

[校内]校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任・関係学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター

[学校外]スクールカウンセラー（SC）、子ども未来応援センター南畑駐在所警察官、教育相談室・適応指導教室「あすなろ」等教育委員会関係機関

(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画の策定
- ・いじめの未然防止・早期発見に向けた取組の検討
- ・学校基本方針に基づく取組の実施と確認
- ・基本方針に基づいた具体的な年間計画の検討・作成
- ・いじめの相談・通報窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施する中核としての役割

(3) 開催

- ・年間計画に位置づけ定期的（各学期1回）に行うとともに、必要に応じて開催する。

第6 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童などや保護者から申立てがあった場合
(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・いじめ防止対策委員会は、教職員、児童及びその保護者などから質問票の使用などにより、事実関係を正確に把握するとともに、必要な情報を適切に提供する。

- (1) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・いじめ防止対策委員会の調査を受けて、管理職が迅速に当該報告書を教育委員会に報告する。

第7 教職員の責務

1 いじめの防止

(1) 教育を通じた心の教育の充実

- ・年間指導計画にいじめの防止等に係る活動を位置づける。
- ・「彩の国生徒指導ハンドブック」や富士見市独自の道徳教材を活用する。

(2) いじめ問題等への対策に向けた研修の実施

- ・年に複数回、いじめ問題に関する研修を実施する。
- ・全教職員が共通理解・共通行動のもと、組織的にいじめの防止等に取り組む体制を構築する。
- ・教職員の資質の向上及び指導体制の充実を図る。

(3) 保護者・地域への情報発信

- ・「学校いじめ防止基本方針」について、学校便りへの掲載、学校説明会や保護者会等で保護者や地域に周知する。
- ・子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域と連携して、いじめの防止に取り組む。

(4) 関係機関との連携体制の構築

- ・市内外の学校、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携体制を構築する。

(5) 子どもと向き合う時間の確保

- ・校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図る。
- ・児童が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進する。

(6) 学校評価への位置づけ

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を評価項

目に位置づけ、その結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

(7) その他、特に配慮が必要な児童への対応

(発達障がい、外国籍の子ども、性同一性障がい等)

- ・ 特に配慮が必要な児童について、特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・ 保護者と連携して、いじめの防止に取り組む。
- ・ 周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ 「～さん」付けで名前を呼ぶ。

2 いじめの早期発見

(1) 教育相談体制の充実

- ・ 教育相談主任を中心とした組織的な教育相談体制を整備する。
- ・ 教育委員会、家庭児童相談所（障がい福祉課）、関係機関との連携を図る。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」による取組

- ・ けんかやふざけ合いと思えるものであっても、子どもの些細なサインも見逃さない。
- ・ 教職員の共通理解・共通行動のもと、全教職員でいじめの早期発見のために組織的に取り組む。
- ・ 年複数回、いじめの実態が把握できる調査（あのねカード等アンケート）や個人面談を実施し、いじめの現状を把握するとともに、その結果をもとに、いじめの防止に向けた適切な対応に取り組み、次回の調査や面談においてその成果を検証する。
- ・ 教職員が、子ども一人ひとりについて情報の共有を図り、組織的な指導をする。

3 いじめの解決に向けた対処

(1) 子どもの安全の確保

- ・ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもを第一に守る。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」において、組織的に事実の確認を行い、適切な指導を行う。
- ・ 事案に応じて、教育委員会及び関係機関等と連携を図り、適切に対処する。

(2) 保護者への対応

- ・ 家庭への連絡、相談、報告を密に行い、信頼関係を築く。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った保護者への対応には真摯に取り組むとともに、丁寧に対応する。

(3) 他校との連携

- ・ 他校の子どもとのいじめに係る問題について相談や通報を受けた場合には、事実の確認を行い、その結果を該当学校に連絡するとともに、共通認識（理解）のもと、連携・協力を密にして早期解決に向け対処する。

4 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域との連携

- ・ P T Aや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進する。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携

- ・教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築する。

いじめの解消とは

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

第8 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか南畑小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針やいじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換【生徒指導全体会】	○学級開き・学級ルール作り【学級活動】 ○学年でいじめ対策についての説明・啓発【学年集会】 ○学級でいじめ対策についての説明・啓発【学級活動】 ○あいさつ運動開始【児童会】 ○1年生を迎える会	○いじめ対策についての説明・啓発【懇談会・学年便り、学校便りなど】 ○保護者との情報交換【懇談会】
5月	○生徒指導就学支援委員会	○人権標語（5年）、人権作文への取り組み（2年～6年） ○運動会 ○なかよし遊び【縦割り】	
6月	○生徒指導就学支援委員会 ○第1回あのねカード実施【教育相談】 ○教育相談特別支援部会	○南畑子ども宣言の作成【学級】 ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】 ○非行防止教室（3～6年）	○非行防止教室（保護者参観）
7月	○生徒指導就学支援委員会 ○第1回いじめ防止対策委員会 ○学校評価の実施	○5学年保護者会にて非行防止教室の実施 ○児童夏休みの過ごし方等の指導 ○林間学校【5年】 ○いじめのない学校づくり子ども会議【児童会】 ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	○保護者へ夏休みの過ごし方等の指導【懇談会】 ○保護者との情報交換【懇談会】
8月	○いじめに関する研修		
9月	○生徒指導就学支援委員会 ○第2回あのねカード実施【教育相談】	○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	
10月	○生徒指導就学支援委員会	○修学旅行【6年生】 ○児童会による「富士見市いじめのない学校づくり宣言」行動宣言に向けての取組 ○南畑小秋祭り・学校公開（道徳授業公開） ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	○南畑小秋祭り【学校公開（道徳授業公開）】 ○いじめ対策についての説明【学校説明会】
11月	○生徒指導就学支援委員会 ○第3回あのねカード実施【教育相談】 ○教育相談特別新支援部会	○赤とんぼ発表会 ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	
12月	○生徒指導就学支援委員会 ○第2回いじめ防止対策委員会	○児童へ冬休みの過ごし方等の指導 ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	○保護者へ冬休みの過ごし方等の指導【懇談会】 ○保護者との情報交換【懇談会】
1月	○生徒指導就学支援委員会 ○第4回あのねカード実施【教育相談】	○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	
2月	○生徒指導就学支援委員会 ○今年度の問題の検討及び来年度の取り組みの検討 ○教育相談特別支援部会	○6年生を送る会 ○感謝の会 ○北風マラソン ○児童集会 ○なかよし遊び【縦割り】	
3月	○生徒指導就学支援委員会 ○第3回いじめ防止対策委員会 ○次年度の学校いじめ防止基本方針の見直しと策定	○卒業証書授与式【6年生】 ○児童へ春休みの過ごし方等の指導 ○なかよし遊び【縦割り】	○保護者へ春休みの過ごし方等の指導

